

町民課だより

お知らせ 20歳がスタート 「国民年金」!

成人式を迎えられた皆さん、おめでとうございます。

20歳になると「国民年金」に加入しないといけないこと、ご存じですか? 「国民年金」は、老後はもちろん病気やケガなどで収入が途絶えても、誰もが安心した生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。

20歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社で就職するときなど、生涯使いますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生の皆さんにも保険料の納付が義務付けられています。が、「学生納付特例制度」をご利用いただくと、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。

また、学生以外の20歳代の方には、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、町民課又は各総合支所、国民年金担当窓口で受け付けておりますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。この届け出がされないままになりますと、万一の事故などで、障害者になってしまっても、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

お知らせ 年金受給者の皆さまへ 平成20年分公的年金等の源泉徴収票 が送付されます

国民年金・厚生年金保険及び共済組合などから支給される老齢又は退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

社会保険業務センターでは、老齢年金等の受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」

を送付することとなっております。(毎年1月下旬)

この「源泉徴収票」には、平成20年中に支払われた年金の支払総額、年金から天引きされた国保・介護保険料等の金額、源泉徴収税額及び控除内容などが記載されています。確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、高知西社会保険事務所(☎875-1717)へお問い合わせください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

お知らせ 第3回 年金作品コンクール 受賞作の発表について

今年も、次世代を担う中学・高校生を対象とした年金教育の一環として、「ねんきん」をテーマとしたポスターを募集しました。

中学生部門の応募が6点ありましたが、高校生部門の応募はありませんでした。

高知県では、上ノ加江中学校2年生、濱田浩太さんの作品を最優秀賞とし、「社会保険庁全国作品コンクール」に推薦しました。

受賞作品については、今後県社会保険事務局ホームページに掲載される予定です。

<http://www.sia.go.jp/kouchi/>

お知らせ 国民健康保険から 出産育児一時金が 引き上げられます

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性まひとなった小児に補償金3千万円を支払う産科医療補償制度が創設されました。平成21年1月以降は、同制度に加入している分娩機関等で出産した場合の出産育児一時金の支給額は35万円から38万円に引き上げられます。

問い合わせ

町民課

☎ 893-1117

お知らせ 狂犬病予防注射を 忘れずに!

狂犬病は人にも感染し、発病すれば治療法がないため死に至る恐ろしい病気です。飼い犬が狂犬病に感染すると、飼い主だけでなく、周りの人や動物が感染リスクにさらされることになり非常に危険です。

現在のところ日本での発症例は見られませんが、海外では、かなりの数が報告されています。このことから予防は大変重要です。

狂犬病予防注射は毎年忘れずに受けさせるようにしましょう。

問い合わせ
環境課

☎ 893-1160



狂犬病に感染した犬
(提供：東京都福祉保健局)